

## 障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

平成22年の障害者総合支援法等の改正により、平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

### 【障害者総合支援法の根拠条文】

- (1) 法第51条の2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援及び共同生活援助

- (2) 法第51条の31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

### 【児童福祉法の根拠条文】

- (1) 法第21条の5の25：指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

- (2) 法第24条の19の2：指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- (3) 法第24条の38：指定障害児相談支援事業者

障害児相談支援

## 1 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任
事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

## 2 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 〃 主たる事務所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」(注2)の概要(注3)	事業所等の数が <b>20 以上</b> の事業者
④ 上記に加え、 「業務執行の状況の監査の方法」の概要(注4)	事業所等の数が <b>100 以上</b> の事業者

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

(注3) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注4) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査と組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

### 3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	事業所が所在する市町村
③ 中核市から指定を受けている当該指定に係る事業所若しくは施設であって、一の市の区域に所在するもの(障害児入所施設を除く)	中核市
③ <u>①～③以外の事業者</u>	<u>大分県</u>

#### ○ 届出書は1部郵送してください。

##### 【県への届出の提出先】

〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
大分県福祉保健部障害福祉課 施設支援班  
TEL: 097-506-2745

##### 【厚生労働省の届出先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課  
TEL: 03-5253-1111(内線3067)

##### 【市町村の届出先】

各市町の障害福祉担当課にご確認をお願いします

#### 4 届出に必要な様式等について

届出が必要となる事由	様式
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合	
<p><b>※ 全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。</b></p>	
障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項に基づく場合	第1号様式
児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合	第2号様式
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	
<p><b>※ この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</b>            例：A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合            届出先：【変更前】A県知事 → 【変更後】厚生労働省本省</p>	
障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項に基づく場合	第1号様式
児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項に基づく場合	第2号様式
③ 届出事項に変更があった場合	
<p><b>○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</b>            ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合            ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合</p>	
障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項に基づく場合	第3号様式
児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合	第4号様式
<p>事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。            ただし、①の届出については、経過措置期間が設けられ、<b>平成24年9月30日までに届出することとされております。</b></p>	